

令和5年4月3日

(令和4年11月10日より掲示板に掲出しておりました)

令和4(2022)年度**法科大学院**修了生 各位

**日本学生支援機構奨学金「返還期限猶予」及び「減額返還」
における「出身学校教諭・教授等の求職活動中又は無職である
ことの証明書」について**

このことについて、日本学生支援機構奨学金の返還は令和5年10月から始まりますが、様々な理由により奨学金の返還が困難な場合、「**返還期限猶予(一般猶予)**」及び「**減額返還**」を利用することができます。

「**返還期限猶予(一般猶予)**」及び「**減額返還**」を申請する際には、「出身学校教諭・教授等の求職活動中又は無職であることの証明書(以下無職・未就職の証明書)」の提出が必要となる場合がありますので、「無職・未就職の証明書」申請希望者は右記に従い請求してください。

※ 「出身学校教諭・教授等の求職活動中又は無職であることの証明書(以下無職・未就職の証明書)」の発行は下記担当にて行いますが、「**返還期限猶予(一般猶予)**」及び「**減額返還**」の申請は奨学生本人が直接日本学生支援機構に行うもので、注意してください。

※ 在学期間を終了して1年以上経過している場合に「返還期限猶予(一般猶予)」を申請する場合は、願出の事由が「経済困難」による申請となるため、「無職・未就職の証明書」は不要です。

記

[請求先] 北海道大学 法学研究科・法学部 学事担当

〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目

[請求方法] 証明書発行申込書（請求先窓口の前に設置）に必要事項を記入し、請求先窓口に提出してください。

※1 「・その他」欄に、「出身学校教諭・教授等の求職活動中又は無職であることの証明書」と記入してください。また、受取方法は後述のとおり「郵送」と「窓口受領」のいずれかとなりますので、希望する方法を同欄に記入してください。

※2 「提出先と使用目的」欄に、JASSO 奨学金返還期限猶予（一般猶予）申請のためと記入してください。

※3 同申込書には「発行は申込書受理後の翌々日（土、日、祝日を除く）の午後以降」と記載されていますが、本証明書は6月上旬頃に発行します。

[請求期限] **令和5年5月12日（金）【必着】**

[受取方法] 以下のいずれかの方法を選択し、「※1」のとおり、証明書発行申込書に記入してください。

①郵送：返信用封筒（84円切手を貼付した、宛名記入済みの長形3号）を郵送または持参により下記担当あて提出し、郵送にて受け取り。

②窓口受領：下記担当窓口にて直接受け取り。

※4 郵送の場合は、申請の際に身分証明書を提示（もしくは身分証明書の写しを提出）してください。窓口受領の場合は、受領の際に身分証明書を提示してください。

※5 発行は先述のとおり6月上旬頃を予定しており、発行しましたら「奨学金・授業料免除関係」掲示板（法学部事務室の前）への掲示等によりお知らせします。

(参考)

(1) 返還期限猶予（一般猶予）

http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/index.html

※令和5年3月修了（退学）生は、返還期限猶予の願出事由のうち「新卒（退学）及び在学猶予切れ等の場合の無職・未就職、低収入」に該当するとみなされます。

(2) 減額返還

http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/index.html

※減額返還は、返還月額を減額して返還期間を延長するものです。

返還予定総額が減額されるものではありません。

【本件担当】

北海道大学大学院法学研究科・法学部 学事担当

〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目

TEL : 011-706-3964 FAX : 011-706-4948

E-Mail : gakuji@juris.hokudai.ac.jp